

## 令和2年度 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金 評価表 NO. 6

所管部課名	市民福祉部 環境課		担当者	高崎				
事務事業名	川内クリーンセンター管理費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和2年度 予算額	630千円	国県支出金	一般財源		その他	その他の内容		
		千円	630千円		千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	地域活動等の実施回数及び参加者数			10回 延べ500人		令和7年度		
成果指標②								
補助対象者	川内クリーンセンター対策委員会							
補助対象経費	①対策委員会の運営、調査等及び連絡調整に要する経費 ②地域活動等に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	川内クリーンセンター対策委員会の運営、川内クリーンセンターの業務等の調査等、地域住民との連絡調整、ふれあい活動、環境美化活動その他地域活動							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	630千円以内（予算に定める範囲内）							
上記項目の積算方法	630千円以内（予算に定める範囲内）							
補助を 受ける 3カ 年の 事業 （団 体） 等 の 決 算 状 況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	630,000	100.0%	630,000	100.0%	630,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	630,000	100.0%	630,000	100.0%	630,000	100.0%	
	支出	運営費	130,000	20.6%	40,000	6.3%	130,000	20.6%
		活動費	500,000	79.4%	590,000	93.7%	500,000	79.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
（翌年度繰越金）		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
計	630,000	100.0%	630,000	100.0%	630,000	100.0%		
支出計/前年度支出計				100.0%		100.0%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		47回（940人）		44回（880人）		22回（440人）		
成果指標の推移②		—		—		—		
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成29年度評価「現状のまま継続」平成29年度から川内クリーンセンター対策委員会の運営に係る補助金に変更し、改善した点は評価したい。他の地域の住民から見ても納得がいくような透明性の高い補助金となるよう努力されたい。</p> <p>【前回評価への回答】平成29年度から川内クリーンセンター対策委員会の運営に係る補助に変更し、対策委員が、地元自治会等の行事に参加し、自治会活動の支援を行いながら、川内クリーンセンター運営状況報告等を行う場を確保し、今後の川内クリーンセンターの運営等に係る要望等の集約に努められる活動に補助ができるよう、市と連携を図ってきている。</p> <p>【事業のPR方法】該当なし</p> <p>【費用対効果】廃棄物の安定した適正処理と生活環境の保全が図られている。</p> <p>【補助事業以外の事業】該当なし</p> <p>【その他】該当なし</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	対策委員会の活動（調査（監視））のもと、川内クリーンセンターが適正に運営されることは、全市民の福祉の向上、利益の増進に寄与されるものである。 また、地域住民との連絡調整により、地域住民の理解もえられている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	施設の適正な運営には、立地地域住民の理解が不可欠であり、その代表により組織された対策委員会は、地域活動等のあらゆる機会に、川内クリーンセンターの管理運営状況等について情報提供を行うこととしており、また、その運営を行うには、他に収入がないことから、市からの補助金が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地域活動等のあらゆる機会に多くの地域住民が参加されることから、その活動等に対策委員としての立場で参加され、川内クリーンセンターに関する情報提供、意見の集約等が適切になされることから有効である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域の美化活動等、地域住民が実施され、また、対策委員が関与することにより、川内クリーンセンターに関する情報提供、意見集約等がスムーズに行える。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金の範囲内において、地域振興対策が図られ、また、川内クリーンセンターに関する情報提供、意見集約等がスムーズに行えることから、もっとも適当な政策手段であると考えられる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付要領による

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p>■現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実 <input type="checkbox"/>移管・統廃合 <input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/>休止・廃止</p> <p>〈上記方向の理由〉</p> <p>施設の適正な運営には、立地地域住民の理解が不可欠であり、その代表により組織された対策委員会は、地域活動等のあらゆる機会に、対策委員としての立場で参加され、川内クリーンセンターに関する情報提供、意見の集約等が適切になされることから有効である。</p>	外部評価結果	<p>〈視点別評価〉</p> <p>公益性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>必要性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>有効性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p>
	<p>〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉</p>		<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実 <input type="checkbox"/>移管・統廃合 <input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/>休止・廃止</p>
			<p>〈まとめ〉</p>

## 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる川内クリーンセンター対策委員会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金に係る補助事業等は、川内クリーンセンター対策委員会（以下「委員会」という。）が実施する川内クリーンセンターの運営及び存続に関し、立地地域住民の理解を深めるもので、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 委員会の運営に要するものであること。
- (2) 川内クリーンセンターの業務等に係る実施状況の調査等に要するものであること。
- (3) 薩摩川内市及び立地地域住民等との連絡調整に要するものであること。
- (4) 立地地域の区域内において実施される、ふれあい活動、環境美化活動その他地域活動（以下「地域活動等」という。）の推進に要するものであること。

(補助金の額)

第3条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の額は、630千円以内とし、予算に定める範囲内とする。

(補助対象経費)

第4条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金は、第2条に規定する補助事業等に要する経費で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める経費について交付する。ただし、交際費、食糧費、神社祭礼費は除く。

- (1) 委員会の運営、調査等及び連絡調整に要する経費
- (2) 地域活動等に要する経費

(交付の申請手続)

第5条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の交付の申請に関し、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月20日とする。

(交付の基準)

第6条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に川内クリーンセンター対策委員会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合  
(実績報告)

第7条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の実績報告に関し、規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類  
(効果の測定)

第8条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、地域活動等の実施回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 川内クリーンセンター対策委員会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の環境政策の円滑な運営に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。